

高齢者・障がい者向け住宅整備費補助金

【問合せ・申込み】福祉課 高齢福祉係 ☎773・6667 FAX773・6723

高齢者や障がい者が自宅で安心して暮らせるように、住宅を改造する費用の一部を補助します。

対象者 市内に住所がある高齢者か障がい者（世帯員の前年収入合計額が600万円未満で、全員が市税の滞納がないこと）

- ・ **高齢者** おおむね65歳以上で、要介護か要支援認定を受けている
- ・ **障がい者** 身体障害者手帳1級・2級か療育手帳「A」を持つ

補助金額（対象工事費の上限金額30万円を上回る場合は30万円）

- ・ **所得税非課税世帯** 対象工事費の75%
 - ・ **所得税課税世帯** 対象工事費の50%
- ※1世帯1回のみ。予算額に達した場合は、受け付けない場合があります

必要書類 申請書（福祉課に用意）、内訳のわかる工事見積書、工事図面、着手前写真など

対象工事 対象者か親族が所有し、対象者が居住している住宅で、令和5年3月31日(金)までに完了する、対象者の身体状況に適したものに改造する次の工事

- ・ 玄関、廊下、居室、浴室、トイレなどの改造
- ・ 段差解消機、階段昇降機、ホームエレベーターの設置

※介護保険や障がい者の制度が優先されます。すでに着工している場合や、新築・建て替えは対象外

高齢者運転免許証自主返納支援事業

【問合せ・申込み】環境交通課 ☎773・6666

高齢者の交通事故防止のため、運転免許証を返納した人に支援をしています。この機会に、自主返納を考えてみませんか？

対象 65歳以上で市内に住所があり、有効期間内にすべての種類の運転免許証を返納した人

支援（いずれかを選択。支援は1人1回のみ）

- ・ **市民バス回数乗車券** 10,000円分
- ・ **越後交通株式会社バス回数乗車券** 10,000円分（南越後観光バス株式会社の各路線でも使用可能）
- ・ **市民バス回数乗車券と越後交通株式会社バス回数乗車券** 各5,000円分
- ・ **タクシー利用券** 10,000円分（市内タクシー事業者のみ使用可能）

申込み 南魚沼警察署 交通課か県内の各運転免許センターで、運転免許証を返納した際に交付される「申請による運転免許の取消通知書」を総合窓口（本庁舎）に持参し、申請してください。

締切り 免許証返納日から6か月以内

運転経歴証明書

【問合せ・申込み】南魚沼警察署 交通課
☎770・0110

運転免許証を返納後は、運転免許証と同等の証明書類として利用できる「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。

詳しくは、お問い合わせください。

運転に不安を感じていませんか？

【問合せ】安全運転相談ダイヤル（聖籠町運転免許センター内 高齢運転者支援室） ☎#8080

歳をとり周りが見えづらくなった、運転中ヒヤッとしたことがあるなど、運転に不安を感じた高齢者の相談窓口があります。高齢ドライバーやその家族など、運転を続けることに不安を感じたら、まずはお電話ください。